

下 教 政 第 3 3 2 号
令和6年(2024年)3月29日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に対する措置について

令和2年(2020年)4月20日付け監査報告第10号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会教育部 学校支援課

[指摘事項]

- (1) 一の宮小学校排水柵内引抜き作業において、当該業務により発生する汚泥は産業廃棄物であるため、排出事業者である市は産業廃棄物の処理（運搬・処分）を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、受託者と委託契約を書面により行わなければならないが、下関市契約規則第27条第1号を適用し、契約書の作成を省略していた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、類似の業務に係る契約を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号の規定に基づき、書面にて委託契約を行うよう職員に周知徹底し、複数の職員で確認するなどチェック体制を強化した。なお、令和6年3月時点で類似の業務に係る契約は生じていない。今後は、関係法令等に基づき適正な契約事務に努める。

[意見]

- (1) 学校支援課が所管する学校教育施設（小学校、中学校）は、古い施設が多く、令和元年度の消防用設備等の定期点検（総合点検）において、計138件の設備で「不良」の指摘を受けている。

点検結果報告書は、本庁管内分が令和元年10月31日に、教育支所管内分が令和元年10月17日に提出され、令和2年3月5日現在の修繕等の計画は53件を今年度中に、残り85件のうち68件を来年度中に改善予定であり、17件は現地確認が未了のため「未定」である。点検結果における指摘事項への対処を早期に行われたい。

また、点検結果は教育長及び教育部長に報告されていなかった。情報の共有に努められ、安全管理を徹底されたい。

(対応状況)

「不良」の指摘を受けた138件のうち、令和6年3月末時点において、改善済が126件、令和6年度中に改善予定が12件として、教育長及び教育部長へ報告しており、引き続き必要な予算の確保に努め、早期に対処していくこととしている。今後も、点検結果について、教育長及び教育部長へ報告し、安全管理を徹底していく。

教育委員会教育部 学校保健給食課

[指摘事項]

(1) 随意契約により契約締結した南部学校給食共同調理場電子複写機賃貸借の仕様書等が不相当であった。

同賃貸借の予定価格は4区分の単価（1月分の複写機賃借料、1月の使用枚数200枚まで、201枚から500枚まで、501枚以上の3段階での1枚あたりの単価）で構成されており、契約希望者はこれらの4区分の単価を見積書に記載しなければならないが、仕様書や関係する書類に4区分の単価で見積もる旨の指示はなく、書面上市が求める見積書を提出することは不可能な状態であった。

契約を締結した業者がどのような方法で条件を満たすことができたかは不明であるが、必要不可欠な条件を仕様書等に記載せず、個別に知らせる方法では契約の公正性が損なわれるおそれがある。疑義が生じることがないよう、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和2年度の南部学校給食共同調理場電子複写機賃貸借契約を実施するにあたり、仕様書に4区分の単価（1月分の複写機賃借料、1月の使用枚数200枚まで、201枚から500枚まで、501枚以上の3段階での1枚あたりの単価）で見積書の作成を明示した。

今後は、契約の公正性を保つことができるよう事務の適正化に努める。

[指摘事項]

(2) 監査対象期間外の契約事務に関することではあるが、条件付き一般競争入札により長期継続契約を締結した中部学校給食共同調理場一体型印刷機賃貸借の仕様書の記載が不十分と思料された。

同賃貸借に係る入札には、2業者が参加したが、入札額に4倍の開きがあった。市は予定価格を設定する際の参考として、機器が新品と中古品の場合の2通りの見積書を手入しているが、予定価格が低く設定されていることから、市は中古品が納入されることを想定し、また、契約した業者は中古品の納入を前提に入札したと思料する。仕様書に機器を新品に限定する旨の条件はなく、入札が不適正とは言えないが、市は2通りの見積書を参考にした際に、機器の新古が積算の条件になり得ることが推定できたはずである。2業者が新品と中古品のどちらを想定して入札したかを確定することはできないが、入札額の開きから、それぞれが別の条件で積算したと想像でき、そうであれば競争性が損なわれたことになる。また、本件では契約を締結した業者は、参考の見積書を提出した業者であり、入札までの前提が公平であるか疑義があった。仕様書の作成にあたっては、必要な事項の記載をもらさぬよう、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、当該業務に限らず、新品か中古品かなどの条件を仕様書にもれなく記載するよう、職員に周知徹底した。

なお、中部学校給食協同調理上一体型印刷機賃貸借業務については、賃貸借期間が、平成29年4月1日から平成34年(令和4年)3月31日までであったが、使用頻度が低いことから、令和4年度以降の業務は行っていない。今後は、公平性に疑義が生じないように、適正な事務処理に努める。

以上